

CCUS施工体制図の社会保険加入確認について①(事業者)

○事業者の社会保険加入状況の確認について

元請は、現場登録情報内に登録されている**施工体制情報**をもとに、事業者毎の社会保険加入状況を確認できる。

【閲覧イメージ】

The screenshot shows the '事業者' (Contractor) list for the site '虎ノ門再開発プロジェクト'. The table lists contractors and their sub-contractors.

回数	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	上下請事業者					
				一次下請事業者		二次下請事業者		三次下請事業者	
				事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名	事業者ID	事業者名
一	31513831375722	基金建設(株)	法人						
二	00455505249122	建設振興工務店(株)	法人	31513831375722	基金建設(株)				
三	58641991660022	(株)振興工業	法人	31513831375722	基金建設(株)	00455505249122	建設振興工務店(株)		



The screenshot shows the '適切な保険判定' (Appropriate Insurance Judgment) table, which details the insurance status for each contractor based on their construction permit information.

所在地	電話番号	建設業許可		判定結果	適切な保険判定								
		建設業許可番号	建設業許可の有効期限		健康保険		厚生年金		雇用保険				
					事業所整理記号	事業所番号	判定結果	事業所整理記号	事業所番号	判定結果	保険番号		
道府県以降													
市〇町3-2-1	047-111-1111	第111111号	2020/08/25~2025/08/24					123	123456			12345678901000	
2	022-456-789	第222222号	2016/03/07~2022/08/29					456	123457			12345678901234	
区〇町4-2-2	03-111-1111	第333333号	2016/09/04~2023/07/04					789	98765				

事業者の社会保険加入の確認が可能

○技能者の社会保険加入状況の確認について

元請は、前ページの施工体制情報の事業者一覧より、事業者IDをクリックすることで、事業者毎に当該現場に入場している技能者の社会保険加入状況を確認できる。

【閲覧イメージ】

- 510_閲覧
- 10_自社情報
- 20_所属技能者統計情報
- 30_技能者の検索
- 40_所属技能者就業履歴
- 50_施工体制登録情報
- 60_自社に関する現場・就業履歴
- 70_事業者の検索
- 80_申請情報の検索
- 520_就業履歴
- 540_安全書類
- 610_現場・契約
- 620_施工体制登録
- 710_代行申請
- 720_所属技能者確認

閲覧 / 施工体制登録技能者一覧

ヘッダー

現場ID 61294729743971	現場名 虎ノ門再開発プロジェクト
事業者ID 58641991660022	事業者名 (株) ミラノ工務店

情報

技能者の所属事業者と異なる場合	技能者				就業内容		
	技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無
	30984644259721	技能者基金50	ギノウシャキキン50	型わく工・型わく工			無
	71052007501921	技能者基金47	ギノウシャキキン47	型わく工・型わく工			無
	87002407700001	技能者基金46	ギノウシャキキン46	型わく工・型わく工			無

	血液型	適切な保険加判定						作業内容等に必要な保有資格					
		健康保険		年金保険		雇用保険		登録基幹技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
		加入	保険種類	加入	保険種類	加入	被保険者番号						
▼	AB										フォークリフト運転 (最大荷重1t以上)		統括安全衛生責任者 (労働安全衛生法第15条)
▼	AB												職長教育(労働安全衛生法第60条)
▼	AB										型枠支保工の組立て 等作業主任者		

技能者の社会保険加入の確認が可能

戻る
CSV出力
帳票出力
CSVファイル解説書

【参考1】施工体制情報から社会保険加入情報を確認する方法① 国土交通省



事業者基金1

510_閲覧 閲覧 / 施工体制の登録がある現場検索

〇〇〇〇で表示している項目は元請にて非公開とした項目です。

検索条件

現場ID
61294729743971

現場名

就業履歴蓄積期間
開始日 終了日
クリア クリア

自社が登録した現場 自社が施工体制に登録されている現場

現場事務所住所
郵便番号
ハイフン「-」なしで入力してください。

必要な情報を入力して検索

○手順
事業者メニュー「510_閲覧 50_施工体制登録情報」で必要項目を入力し、対象事業者の検索を行う。



住所2

検索 クリア

明細一覧

選択	現場ID	現場名	現場事務所住所	現場担当者名
<input checked="" type="radio"/>	61294729743971	虎ノ門再開発プロジェクト	東京都港区虎ノ門1-1-1	事業者基金1

検索結果より、該当現場を選択し、「施工体制登録事業者」を押下



施工体制登録事業者

次款	事業者ID	事業者名	法人・個人区分	上位下請事業者		
				一次下請事業者 事業者ID	二次下請事業者 事業者ID	三次下請事業者 事業者ID
一	31513831375722	基金建設(株)	法人			
二	00455505249122	建設振興工務店(株)	法人	31513831375722	基金建設(株)	
三	58641991660022	(株)振興工業	法人	31513831375722	基金建設(株)	00455505249122 建設振興工務店(株)

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

【閲覧イメージ】

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

閲覧 / 施工体制登録事業者一覧

ヘッダー

現場ID
61294729743971

情報

回数	事業者ID	事業者名	法人個人
一	31513831375722	基金建設(株)	法人
二	00455505249122	建設振興工務店(株)	法人
三	58641991660022	(株)振興工業	法人

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

510_閲覧

10_自社情報

20_所属技能者統計情報

30_技能者の検索

40_所属技能者就業履歴

50_施工体制登録情報

60_自社に関する現場・就業履歴

70_事業者の検索

80_申請情報の検索

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

720_所属技能者確認

閲覧 / 施工体制登録技能者一覧

ヘッダー

現場ID
61294729743971

現場名
虎ノ門再開発プロジェクト

事業者ID
58641991660022

事業者名
(株)ミラノ工務店

情報

技能者の所属事業者と異なる場合	技能者				就業内容			
	技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無	
	30984844259721	技能者基金50	ギノウシャキキン50	型わく工・型わく工			無	
	71052007501921	技能者基金47	ギノウシャキキン47	型わく工・型わく工			無	
	87203407790821	技能者基金46	ギノウシャキキン46	型わく工・型わく工			無	

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

該当事業者を押下



情報

血液型	適切な保険加判定						作業内容等に必要な保有資格					
	健康保険		年金保険		雇用保険		登録基幹技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習
	加入	保険種類	加入	保険種類	加入	被保険者番号						
AB												統括安全衛生責任者(労働安全衛生法第15条)
AB												職長教育(労働安全衛生法第60条)
AB												型枠支保工の組立て等作業主任者

戻る CSV出力 帳票出力 CSVファイル解説書

技能者の社会保険加入の確認が可能

【参考2】CCUS作業員名簿の出力方法

○CCUSから出力した作業員名簿での社会保険加入状況確認について

元請は、現場登録情報内に登録されている施工体制情報をもとに、事業者毎に作業員名簿の出力が可能であり、その作業員名簿にて社会保険加入状況を確認できる。

【出力イメージ】

作業員名簿														元請確認			
事業所の名称 81294729743971 虎ノ門再開発プロジェクト																	
(2020年08月12日 作成)																	
所長名 豊														提出日 年 月 日			
本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や若狭炎発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。														1次 31513831375722 基金建設 (株)		1次 31513831375722 基金建設 (株)	
番号	フリガナ 氏名 技能者ID	職種	所属事業者 異なる事業者 の元で就業 した場合	※	加入年月日	生年月日	居住地	(TEL)	最近の検診診断日	血液型	特殊検診診断日	技能検状		教 育 学 格 免 許		入場年月日	
					就業年数	年 齢	東京都港区	(TEL)	血 圧	種 別	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類
1	ギノウシヤ キキン54 技能者 基金54 58386922819721	ビル工		未定	年 月 日	1986 年 01 月 07 日	1050001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館5階	[03-5478-4586	年 月 日	B	年 月 日	適用除外 厚生年金 一般					年 月 日
2	ギノウシヤ キキン52 技能者 基金52 36066276086721	ビル工		未定	年 月 日	1960 年 01 月 07 日	1050001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館5階	[03-5478-4586	年 月 日	AB	年 月 日	適用除外 厚生年金 一般	7890				年 月 日
3	ギノウシヤ キキン53 技能者 基金53 397829560480421	ビル工			年 月 日	1986 年 01 月 07 日	1050001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館5階	[03-5478-4586	2020 年 01 月 07 日	A	年 月 日	国民健康保険 厚生年金 一般	7890				年 月 日
4	ギノウシヤ キキン59 技能者 基金59 94168561161221	ビル工			年 月 日	1960 年 01 月 08 日	1050001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館	[03-5478-4586	年 月 日	C	年 月 日	適用除外 厚生年金 一般					年 月 日

ダウンロード後、社会保険加入の確認が可能

【参考2】CCUS作業員名簿の出力方法

○手順1

事業者メニュー「540_安全書類 70_作業員名簿(社会保険加入状況組込版)」にて必要項目を入力し、対象事業者を検索、帳票出力を行う。

検索条件

現場ID 必須
61294729743971

事業者ID
31513831375722

検索

事業者情報

事業者ID	事業者名	上位事業者ID	上位事業者名	次数
31513831375722	基金建設 (株)	89886121488822	振興建設工業 (株)	1

帳票出力 ※1

※1 帳票出力押下後の画像

「帳票出力」をクリックすると上図のポップアップ文言が立ち上がる。

確認

エクセル帳票の出力を行います。

はい いいえ



情報

作業員名簿(社会保険加入状況について組込版) 帳票の出力指示を受付しました。出力処理状況は、ダウンロード-帳票ダウンロード画面からご確認ください。

はい

○手順2

事業者メニュー「910_ダウンロード 10_帳票ダウンロード」メニューより、【作業員名簿(社会保険加入状況組込版)】のダウンロードが可能

帳票ダウンロード

帳票ダウンロード一覧 | 帳票はEXCEL2016またはOffice365のご利用を推奨します。

1件中 1-1件

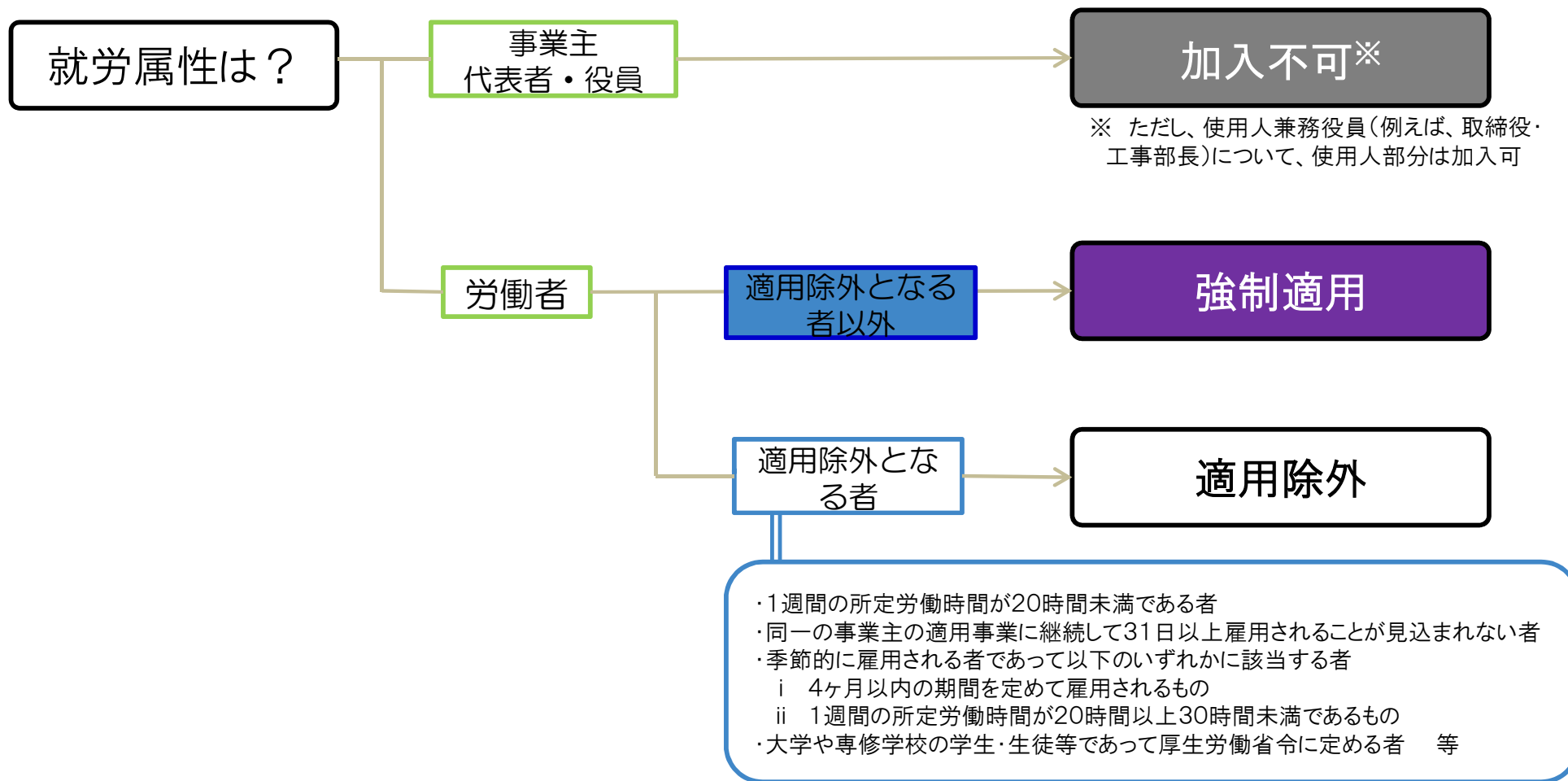
帳票名	帳票出力条件	出力指示日時	帳票作成完了日時	ダウンロード実行日時	ダウンロード実行回数	ファイル名	ステータス	完了目安時間	処理待ち件数	操作
作業員名簿(社会保険加入状況について組込版)	現場: 61294729743971/虎ノ門再開発プロジェクト 事業者 31513831375722/基金建設(株)	2020/08/12 11:46	2020/08/12 11:46	-	0	AZ6b_作業員名簿(社会保険加入状況について組込版)_20200812114650558.xlsx	処理完了	-	-	ダウンロード 削除

トップページへ

(参考)社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



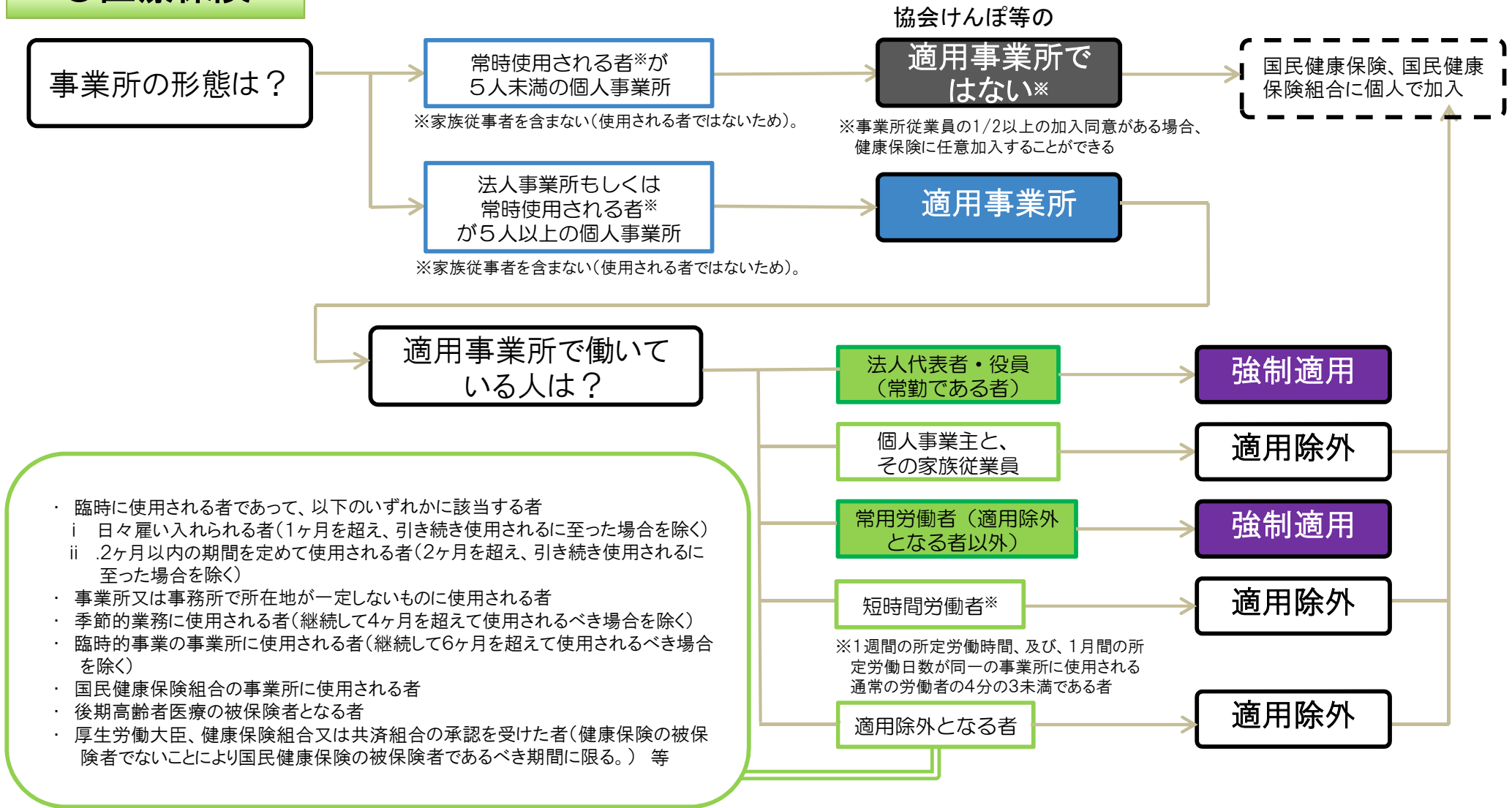
・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。

・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考)社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。

・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。

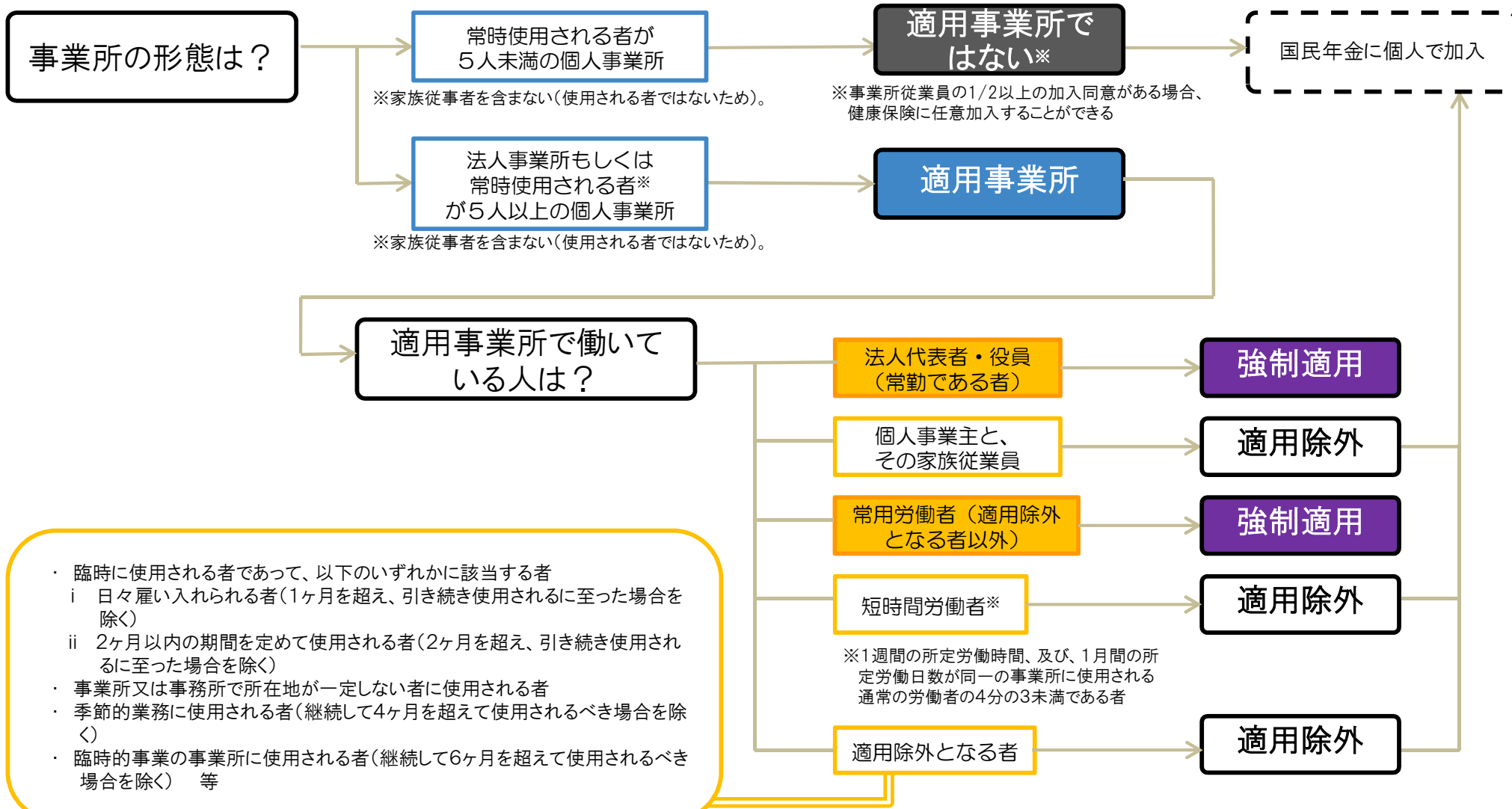
・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。

・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考)社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ・ 臨時に使用される者であって、以下のいずれかに該当する者
 - i 日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
- ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
- ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く) 等

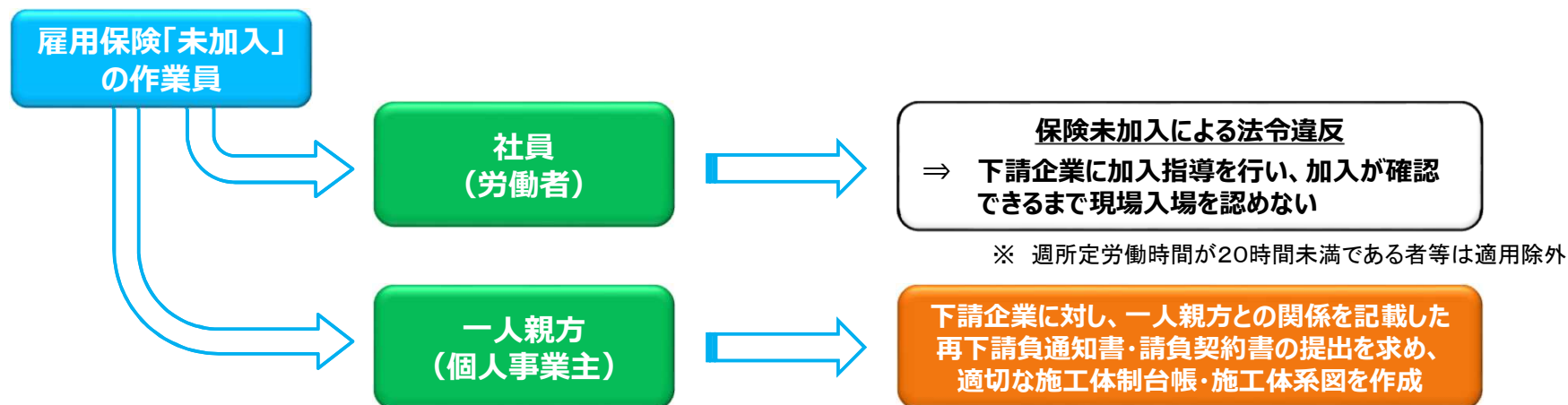
雇用保険未加入者に対する確認フロー

【下請指導ガイドラインにおける適切な保険】

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の 形態	常用労働者 の数					
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)

【雇用保険未加入者に対する元請企業の確認フロー】

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの
 □ : 個人の責任において加入するもの



(参考)雇用と請負の明確化について

■ 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

(中略) 保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

- (A) 労働者である社員： 雇用保険については全ての労働者、健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用され者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要
- (B) 請負関係にある者： 個人で国民健康保険、国民年金に加入

①下請企業

- ✓ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ✓ (A) の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ✓ (B) の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提出

②元請企業

- ✓ 雇用保険に加入していない作業員については、実態が請負であれば、再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、施工体制台帳・施工体系図を作成
- ✓ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

■ 「一人親方」の労働者性に関する注意点

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として(中略)労働関係法令に抵触するおそれがある。

- 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形式が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある** (※労働者によっては入場する現場により働き方が異なる場合もある)
 - 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ
- ⇒ 詳しくは『みんなで進める一人親方の保険加入(社会保険加入にあたっての判断事例集)』を参照